

市川市公告第 135 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 5 月 27 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
三十尾 誠生
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260520-0147

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和8年5月27日から2週間、下水道部河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

公共下水道管理者 市川市
代表者 市川市長 田中 甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日
令和8年5月29日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

町名	番地
北方二丁目	12～18番の各一部
北方三丁目	21～23番、25番の各一部
本北方三丁目	6番、9番、10番の各一部
若宮三丁目	26番、28番～35番、37～40番の各一部
国分六丁目	2番、3番、5番の各一部
原木三丁目	10番の一部
原木四丁目	7番の一部、
大野町三丁目	1764番、1765番、1782番、1783～1791番、1793番、 1797～1803番、1886番、1923番～1940番、1942～ 1944番、1946～1953番の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

市川市下妙典、本行徳及び加藤新田 江戸川第一終末処理場
市川市福栄4丁目3番2号 江戸川第二終末処理場

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和8年5月27日から2週間、下水道部河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

公共下水道管理者 市川市
代表者 市川市長 田中 甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日
令和8年5月29日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

町名	番地
北方町四丁目	1941～1948番、1956～1958番、2012番、 2015～2021番、2370番、2371番の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
千葉県美浜区豊砂 花見川第二終末処理場

地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁団体に係る告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた次の地縁団体から、同条第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月27日

市川市長 田中 甲

1. 届出のあった認可地縁団体の名称及び事務所並びに代表者の氏名及び住所

名称 東昌台自治会

事務所 市川市柏井町一丁目1791番19

代表者の氏名及び住所

氏名 武田 暁子

住所 市川市柏井町一丁目1791番19

2. 前回告示した事項のうち変更のあった事項及びその内容

	変更前	変更後
主たる事務所	市川市柏井町一丁目1791番49	市川市柏井町一丁目1791番19
代表者に関する事項	市川市柏井町一丁目1791番49 菊地 亜友美	市川市柏井町一丁目1791番19 武田 暁子